

南島原市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第14項の規定により、南島原市長から令和2年度定期監査及び行政監査の結果に基づく措置について通知を受けたので、同項の規定により公表します。

令和3年1月19日

南島原市監査委員 宮崎 太

南島原市監査委員 吉田 幸一郎

## 定期監査及び行政監査の結果に基づく措置の状況(報告書)

2 南監第 109 号 (令和 2 年 12 月 21 日付) 分

農業委員会

監査の結果 (指摘事項)	措置の状況
<p data-bbox="225 499 751 528"><b>補助金交付申請における添付書類について</b></p> <p data-bbox="225 600 783 786">農業者年金受給者協議会補助金の申請において、要綱で定められている収支予算書(収支精算書)の様式ではなく、総会で用いている任意の様式で申請されていた。</p> <p data-bbox="225 808 783 891">要綱にのっとり、適正な補助金交付申請に努められたい。</p>	<p data-bbox="809 499 954 528">○改善済み</p> <p data-bbox="809 600 1358 786">・指摘事項のあった「南島原市農業者年金受給者協議会補助金交付要綱」に定める申請様式を用いていなかった点について、様式どおりの内容に改めた。</p> <p data-bbox="836 808 1331 837">以後、要綱様式にのっとり事務を行う。</p>